施行　令和４年５月17日

改正　令和６年７月４日

「マリンレモン」商標使用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、佐伯市のレモンブランドとして商標登録を行った「マリンレモン」の名称及びロゴデザイン（以下｢本商標｣という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（商標権）

第２条　本商標の商標権は、佐伯市が保有する。

（本商標の位置付け）

第３条　本商標は、使用者がこれを表示することにより、佐伯市の推進する「マリンレモン」ブランドづくりの趣旨に賛同するという意思を表明するものであり、佐伯市が特定の商品及び企業・団体の活動内容について賛同するものではない。

（使用の範囲）

第４条　本商標は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件を全て満たす場合に使用できるものとする。

　（１）　果実の場合　次のいずれにも該当すること。

ア　佐伯市内で生産したものであること。

イ　品種はアレンユーレカ又はリスボンであること。

ウ　佐伯市産の海産物由来有機資材を用いた肥料又は堆肥を使用して生産したものであること。

　（２）　加工品の場合　次のいずれにも該当すること。

ア　レモンに関する各原材料（果実、果汁、香料等をいう。以下同じ。）には、「マリンレモン」として認証を受けた各原材料を使用すること。

イ　消費者又は取引先等からの商品に対する問い合わせ又はクレーム等の窓口が設置されていること。

ウ　イの規定について、情報の公開及び資料の提出が可能であること。

　（申請）

第５条　本商標を使用するものは、あらかじめ「マリンレモン」商標使用許諾申請書【果実用】（様式第１号）又は「マリンレモン」商標使用許諾申請書【加工品用】（様式第１号の２）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

　（１）　佐伯市内の地方公共団体又は農林水産業関係の団体が主催、共催又は後援するイベント等で「マリンレモン」の広報効果が認められるとき。

　（２）　報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

　（３）　その他市長が適当と認めるとき。

２　前項本文の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

　（１）　申請者が暴力団関係者でないことを誓約した事項

　（２）　加工品の場合の場合にあっては、使用に係る物件の完成見本（写真可）及び各原材料の「マリンレモン」商標使用許諾証書（様式第２号）

　（３）　その他市長が必要と認める書類

（使用の許諾）

第６条　市長は、第５条第１項本文の規定による申請があったときは、内容の審査を行い、その内容が適当であると認められれば、本商標の使用を許諾するものとする。

２　前項の規定による許諾は、「マリンレモン」商標使用許諾証書（様式第2号）をもって行うものとする。

３　市長は、第１項の規定により本商標の使用の許諾をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

４　次の各号のいずれかの事項に該当する場合には、使用の許諾を行わない。

　（１）　佐伯市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

　（２）　本商標を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

　（３）　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

　（４）　特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

　（５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業を行う者が使用するとき。

　（６）　その他市長が不適当と認めたとき。

（使用料）

第７条　本商標の使用料は、無料とする。

（有効期限）

第８条　第６条第１項の規定により市長から受けた本商標に係る使用の許諾（以下「使用許諾」という。）の有効期限は、許諾のあった日から起算して原則１年間とする。

（使用許諾の更新）

第９条　使用許諾を更新する者は、有効期限の1か月前までに、「マリンレモン」商標使用許諾申請書【果実用】（様式第１号）又は「マリンレモン」商標使用許諾申請書【加工品用】（様式第１号の２）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

２　第５条の規定は、前項に規定する使用許諾の更新について準用する。

（使用の際の遵守事項）

第10条　本商標を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　（１）　許諾された内容により使用し、市長の付した条件に従うこと。

　（２）　ロゴについては、佐伯市が定めた「マリンレモンロゴマーク使用ガイドライン」に従って正しく使用すること。

　（３）　使用の権利は第三者に譲渡しないこと。

（許諾の取消し）

第11条　市長は、本商標の使用がこの規程及び使用許諾に当たって付した条件の内容に違反していると認められる場合は、使用許諾をしたものに指導を行い、改善が認められないときは本商標の使用許諾を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

２　前項の規定による使用許諾の取消しは、「マリンレモン」商標使用許諾取消書（様式第３号）をもって行うものとする。

３　第１項の規定により使用許諾を取り消されたものは、取消しのあった年から起算して３年間は本商標の申請ができないものとする。

（補則）

第12条　この規程に定めるもののほか、本商標に係る使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この規程は、令和４年５月17日から施行する。

改正後の規程は、令和６年７月４日から適用する。

様式第１号（第５条関係）

「マリンレモン」商標使用許諾申請書【果実用】

　 　年 　　月　 　日

佐伯市長　冨髙　国子　様

申請者住所（所在地）：

氏名（名称及び代表者名）：

「マリンレモン」商標使用規程第５条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては「マリンレモン」商標使用規程を遵守することを誓約します。

記

申請内容（※該当する事項にチェックを入れること）

|  |  |
| --- | --- |
| 種　別 | [ ] 新規　　[ ] 更新 |
| ほ場所在地区名 | 佐伯市　　　　　　　　　　　　　　　　※商標利用要件①　佐伯市内で生産したもの |
| 品　種（複数選択可） | [ ] アレンユーレカ　[ ] リスボン　※商標利用要件②　品種は“アレンユーレカ”又は“リスボン”であること |
| 利用している海産物由来有機資材（複数選択可） | [ ] エコマスター化成６４５（佐伯市産魚粉入り）[ ] カキ殻石灰[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）※商標利用要件③　佐伯市産の海産物由来有機資材を用いた肥料又は堆肥を使用して生産したもの（複数選択可） |
| 使用期間 | 年　　月　～　　　年　　　月（原則1年間） |
| その他 |  |

添付書類　・申請者が暴力団関係者でないことを誓約した事項（別紙：誓約書）

連絡先（担当者名、電話番号、Email）

氏名： TEL：

Email：

※収集した個人情報に関しては、上記申請手続以外の目的では使用しません。

様式第１号の２（第５条関係）

「マリンレモン」商標使用許諾申請書【加工品用】

　年 　　月　 　日

佐伯市長　冨髙　国子　様

申請者住所（所在地）：

氏名（名称及び代表者名）：

「マリンレモン」商標使用規程第５条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては「マリンレモン」商標使用規程を遵守することを誓約します。

記

　申請内容（※該当する事項にチェックを入れること）

|  |  |
| --- | --- |
| 種　別 | [ ] 新規　　[ ] 更新 |
| 使用品目 | （例）菓子、化粧品、果汁、香料　等 |
| 商品名 |  |
| 使用する形態（複数選択可） | [ ] 名称[ ] ロゴデザイン　　[ ] 「マリンレモンロゴマーク使用ガイドライン」を遵守して製作　　製作物名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 要件 | [ ] １）　レモンに関する各原材料（果実・果汁・香料など）には、マリンレモン認証済のものを使用すること[ ] ２）　消費者又は取引先等からの商品に対する問い合わせ又はクレーム等の窓口が設置されていること[ ] ３）　上記内容について、情報の公開および資料の提出が可能であること |
| 主な販売先 |  |
| 使用期間 | 年　　月　～　　　年　　　月（原則1年） |
| その他 |  |

　添付書類　・申請者が暴力団関係者でないことを誓約した事項（別紙：誓約書）

・物件の完成見本（デザイン等、写真可）

　　　　　　・原材料のマリンレモン商標使用許諾証書の写し

連絡先（担当者名、電話番号、Email）

氏名： TEL：

Email：

※収集した個人情報に関しては、上記申請手続以外の目的では使用しません。

様式第２号（第6条関係）

「マリンレモン」商標使用許諾証書

第　　　　　 号

年　 月　 日

商標使用者

住所（居所）：

氏名（名称）： 　 　　様

（代表者）：

商標権者

住　所　佐伯市中村南町1番1号

名　称　佐伯市

代表者　佐伯市長

商標登録番号　　第　　　　　　　号

　上記商標権について、下記の商標使用権を貴殿（貴社）に許諾します。

記

　使用品目

許諾内容　申請のとおり

　許諾番号　第　　　　号

　許諾の有効期間　　　　年　月　日～　年　月　日

様式第３号（第１１条関係）

「マリンレモン」商標使用許諾取消書

第　　　　　　　 号

年　　 月　　 日

 　 　　様

住　所　佐伯市中村南町1番1号

名　称　佐伯市

代表者　佐伯市長

　　年　　月　　日付けで許諾した（許諾番号第　　　号）「マリンレモン」の商標の使用について、その許諾を取り消します。

（別紙）

誓　約　書

　私は、下記の事項について誓約します。

　なお、必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

　また、照会で確認された情報は、今後、私が、佐伯市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

　（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２）　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３）　暴力団員が役員となっている事業者

　（４）　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

　（５）　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

　（６）　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

　（７）　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有してる者

　（８）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でありません。

 令和　年　月　日

 佐伯市長　冨髙　国子　様

 〔法人、団体にあっては事務所所在地〕 　　　住所

 　　（ふりがな）

氏名

 　　生年月日（大正・昭和・平成）　年　月　日（男・女）

※　佐伯市では、佐伯市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。